

25—01.2 P U D T

無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判の 指定期間

無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判において、法律及び省令の規定により審判長が指定する期間（指定期間）について、標準的な指定期間（標準指定期間）を以下のとおり定める。

なお、無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判の確定審決に対する再審についても同様とする。

1. 国内居住者（在内地者）についての標準指定期間

(1) 実質的な攻撃防御機会についての標準指定期間

ア 権利者の実質的な攻撃防御機会

(ア) 無効審判及び商標登録取消審判の請求がされた後、権利者に最初に与えられる法定答弁期間（訂正請求期間）（特 § 134①、実 § 39①、意 § 52、商 § 56①）については、特許の場合 60 日、実用の場合 30 日、意匠・商標の場合 40 日とする。

(イ) 2 回目以降の答弁機会については、請求の理由の要旨を変更する補正がされた場合の法定答弁機会（特 § 134②、実 § 39②、意 § 52）、施行規則上の答弁機会（特施規 § 47 の 2①、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑧）、最初の法定答弁機会の再適用（特 § 134①、実 § 39①、意 § 52、商 § 56①）のいずれの場合であっても、30 日とする。

(ウ) 審決の予告に対する権利者の訂正の機会（特 § 164 の 2②）については、60 日とする。

イ 無効審判請求人及び商標登録取消審判請求人の実質的な攻撃防御機会

(ア) 権利者の答弁に対する無効審判請求人及び商標登録取消審判請求人の弁駁の提出を促す応答期間（特施規 § 47 の 3①、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥）については、30 日とする。

ウ 職権審理結果通知への応答期間

(ア) 職権審理結果通知が発せられたときに権利者が応答するための意見申立期間（特 § 153②、実 § 41、意 § 52、商 § 56①）、訂正請求についての訂正拒絶理由通知に対する意見申立期間（特 § 134 の 2⑤）、訂正審判における訂正拒絶理由通知に対する意見書提出期間（特 § 165）、及び職権証拠調べ結果通知に対する意見申立期間（特 § 150⑤、実 § 41、意 § 52、商 § 56①）については、30 日とする。

(イ) 書面審理における審尋書が発せられたとき（特 § 134④、実 § 39③、意 § 52、商 § 56①）の回答期間は、15 日程度を目安とし、審尋の内容に応じて審判長が相当と認める回答期間を指定する。

(2) 既に権利者の準備が整っている手続についての標準指定期間

ア 審決取消訴訟で特許維持審決の取消判決が確定したときにおいて、再係属の特許無効審判の審理開始時に特許権者が訂正を請求するための指定期間（特 § 134 の 3）については、10 日程度のごく短期間とする。

(3) 実質的な攻撃防御とは直接関係しない応答についての標準指定期間

ア 無効審判請求人がした請求の理由の要旨を変更する補正に対して権利者が同意するか否かを確認する同意確認通知に対する応答期間（特 § 131 の 2②二、特施規 § 47 の 4①、実 § 38 の 2②、実施規 § 23⑫、意 § 52、意施規 § 19⑧）については、10 日とする。

イ 参加申請について当事者等が意見を述べるための指定期間（特 § 149②、実 § 41、意 § 52、商 § 56①）については、15 日とする。

ウ 方式要件違反の場合の補正命令に対する応答期間（特 § 133①②、実 § 41、意 § 52、商 § 56①）については、10 日～20 日とする。

ただし、方式要件違反のうち、無効審判請求書の請求の理由の記載要件違反（特 § 131②、実 § 38②、意 § 52）、及び、訂正の請求をする場合の請求の趣旨及びその理由の記載要件違反（特 § 134 の 2⑨→ § 131③）については、30 日の応答期間とする。

エ 却下理由通知に対する弁明書提出期間（特 § 133 の 2②、実 § 41、意 § 52、商 § 56①）については、20 日とする。

オ 審判等の手続の受継命令に対する受継のための指定期間（特 § 23①、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）、及び、その他の施行規則に規定されている手続期間（特

施規 § 50③ただし書、 § 50 の 8①、 § 58 の 2①ただし書、 § 58 の 17③、 § 60①等、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑧) については、一律に標準指定期間を定めることなく、個々の事情を考慮した期間を指定する。

(4) 遠隔又は交通不便の地にある者についての標準指定期間

遠隔又は交通不便の地 (→25—01 の別表) にある当事者又は参加人については、各標準指定期間に一律 15 日を加えた期間とする。

2. 在外者についての標準指定期間

在外者についての標準指定期間は、上記 1. の国内居住者の標準指定期間に対し以下のとおりとする。

- (1) 権利者の最初の法定答弁期間については 30 日を加える。
- (2) 権利者の第 2 回目以降の答弁期間については 20 日を加える。
- (3) 審決の予告に対する権利者の訂正の請求のための指定期間については 30 日を加える。
- (4) 無効審判請求人及び商標登録取消審判請求人の弁駁期間については 20 日を加える。
- (5) 職権審理結果通知に対する応答期間については 20 日を加える。
- (6) 審尋に対する回答期間については 10 日を加える。
- (7) 既に権利者の準備が整っている手続については差異を設けない。
- (8) 攻撃防御と直接関係しない手続における応答期間については、基本的に差異を設けないが、参加申請に対する意見申述、及び委任状不備への対応については、10 日を加える。

3. 標準指定期間と異なる期間の指定

(1) 標準指定期間よりも短い期間の指定

以下の場合には、審判長が、個々の事情を勘案して、上記各標準指定期間よりも短い期間を指定することができる (各法共通。ただし、職権又は手続者の請求による指定期間の延長を指定後に行うことがある。)。

標準指定期間よりも特に短い期間を指定するときの考え方は、国内居住者と在外者とで同じとする。

ア 手続書類について、標準指定期間よりも短い期間とすることを手続者が同意して

いるとき。

イ 事件の内容・性質からみて、標準指定期間よりも短い期間で当事者が対応できると認められるとき。

ウ 事件が相当程度熟した局面において攻撃防御の提出のための期間を指定する場合であって、当事者が全く新たな攻撃防御方法を準備するとは考えにくいとき。

エ 特に迅速な審理の進行が必要なとき。

オ 審判の両当事者間での侵害訴訟において、審判で申し立てられた無効理由に基づく無効の抗弁を巡る攻撃防御が既にされているために、短い期間で当事者が対応できると認められるとき。

カ 特許及び意匠無効審決並びに商標登録を取り消す旨の審判の取消判決の確定により再係属した無効審判において、審理開始時に無効審判請求人に弁駁書の提出機会を与えるとき。

(2) 標準指定期間よりも長い期間の指定

標準指定期間を適用した場合にその応答期間の途中で年末年始や大型連休の行政機関の休日を含み指定期間中の執務日の大部分が侵食されるときは、審判長は、侵食される日数におおむね相当する期間だけ標準指定期間を延長した応答期間を指定してもよい（なお、期間の途中ではなく終期が行政機関の休日に当たるときはむしろ期間が実質的に延長されるので、このときには延長を行わない。）。

4. 既に指定した期間の請求又は職権による延長（→25—04）

（改訂 H27.2）